

# 春日井市 自転車活用推進計画



## 計画目標と施策体系について

令和2年9月

### 1. 計画の数値目標の設定

- 春日井市自転車活用推進計画では、第1回協議会で提示した【はしる】【まもる】【とめる】【いかす】の4つの基本方針に基づき、自転車の利用推進に向けた取り組みを進めます。
- これらの4つの基本方針に対する具体的な施策については、次ページ以降に整理していますが、これらの施策の確実な推進を目指し、成果指標（案）に基づき評価を行う予定です。
- また、現段階では項目のみ示していますが、将来的には現状値と目標値を設定し、達成状況の確認を行っていきます。

#### ■ 成果指標（案）

計画全体の成果指標（案）	関連する基本方針			
	はしる	まもる	とめる	いかす
案① 自転車事故死傷者数の減少	●	●		
案② 交通安全教室の実施回数		●		
案③ 放置自転車台数の減少		●	●	
案④ 市民の自転車交通に対する満足度	●	●	●	●
案⑤ 健康増進、運動習慣等に関する指標※		●		●

※具体的な指標を検討します。

## 2. 計画の施策体系

- 県下でも自転車事故が多い本市では、自転車の安全な通行空間をつくり交通ルールを遵守した自転車利用を促進することが重要です。また、日常生活での自転車利用環境を整備するとともに、余暇等での自転車利用や健康づくりなどの新たな自転車利用にも注力していくことが重要です。
- 一方で、自転車事故が県下でもワースト上位の状況の中で、自転車をもっと安全・快適に利用できるまちをつくり、利用したくなる安全な自転車空間をつくることを基本理念とし、新たな取り組みを進めていきます。

基本理念

利用したくなる安全な自転車空間（仮）

### 自転車活用推進に向けた目標

自転車事故を減少させるための  
安全環境づくり

駐輪場の活用に繋がる  
「質」の向上

国の方針：メリットを最大限に活かした  
積極的な「活用」  
まちづくり：「ライフタウン」の魅力を高める

### 基本方針①

はしる



自転車や、歩行者、自動車が安全で快適に通行できる環境をつくる

自転車が安心してスムーズに通行できる空間を創出することで、歩行者も含めた安全な通行環境の実現を目指します。

施策①  
自転車  
通行空間  
の整備



施策②  
ネットワーク  
利用の促進



### 基本方針②

まもる



自転車固有の交通ルールを、みんなが理解し、遵守する意識をつくる

「車両」である自転車の交通ルールを周知し、遵守する意識を高めることで、社会全体の交通安全に配慮した交通環境の実現を目指します。

施策①  
自転車  
交通ルール  
の教育



施策②  
適切な  
自転車マナー  
の教育



### 基本方針③

とめる



日常生活での行き先で、不自由なく便利に利用できる駐輪環境をつくる

買い物や習い事、鉄道駅利用など、自転車で外出した際に、適切に駐輪できる環境をつくることで、放置自転車のない快適な環境を実現します。

施策①  
駐輪場の  
整備・充実



施策②  
放置自転車対  
策の充実



### 基本方針④

いかす



日々の暮らしでも、余暇等でも、自転車を利用したくなる環境をつくる

自転車のもつメリットを最大限に活かし、日々の生活でも余暇活動等でも適切に自転車が利用できる環境を実現します。

施策①  
日々の  
暮らしでの  
利用推進



施策②  
余暇等での  
利用推進



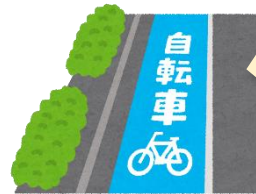
### 3. 基本方針に対する施策イメージ（提案）

#### 【はしる】自転車や、歩行者、自動車が安全で快適に通行できる環境をつくる

- 自転車や、歩行者、自動車が、安全で快適に通行できる環境の整備に向けて、自転車ネットワーク計画に基づき優先整備すべき区間について、当該路線の改修計画を踏まえ、自転車通行空間の整備を推進します。
- 自転車通行空間の整備にあたっては、路上駐停車等による自転車通行阻害が発生しないように留意します。

#### はしる① 自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備にあたっては、自転車利用者が車道に整備された自転車通行空間を適切に利用し、歩行者が歩道上で自転車との錯綜の不安を持たず通行できる環境を整備します。



通行空間の整備とともに、通行方法もしっかり周知し遵守を促すことが必要です。

##### 【施策A】 自転車ネットワーク計画に基づく通行空間の整備

- 自転車ネットワーク計画に基づき、自転車通行空間の整備を推進します。
- 整備にあたっては、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在型の3つの自転車通行形態の中から交通環境等にあった整備を進めます。
- 国道、県道、市道の、各道路管理者の整備に合わせて、国、愛知県、本市が連携して自転車ネットワークとしての整備を実施していきます。
- 整備にあたってはモデル区間を設定し、整備効果を検証しながらネットワーク全体に展開していきます。

##### 【施策B】 個別箇所の事故対策

- 自転車ネットワーク計画以外の路線においては、過去に自転車による事故が発生している箇所などに、個別の交通安全対策を図ります。
- 通学路での安全点検で通学者に自転車による危険性が判断された場合や、地元からの要望等により、矢羽根型路面標示による整備を基本として、事故対策を図るための自転車通行空間整備を行います。

#### はしる② ネットワーク利用の促進

自転車通行空間は案内サインの設置や路上駐停車の抑制などの施策を進めるとともに、自転車通行空間整備による効果、車道通行のルールを周知する施策を併せて進めます。

##### 【施策C】 案内サイン等による自転車通行空間利用の促進

- 自転車通行空間を整備した後、自転車利用者が車道をスムーズに走行できるように案内サイン等を設置します。
- また、歩道での自転車歩行者道の交通規制が併用される自転車通行空間の整備区間では、歩道を選択する自転車利用者に対して、歩道内の通行ルール（歩行者優先で徐行等）の徹底を周知します。
- このことにより、ゆっくり歩道を通行する、スムーズに車道を走行することを選択できる環境を整備します。

#### 【まもる】自転車固有の交通ルールを、みんなが理解し、遵守する意識をつくる

- 自転車は車両として、「車道の左側」を通行することが原則です。しかしながら、現状では交通事故の不安から知っていても遵守できないことが現状です。
- その一方で、一部の自転車利用者が歩道での「車道寄りを徐行して通行する」というルールを守らず、周りの歩行者の安全・安心な通行を阻害する状況も見受けられます。
- 自転車固有の交通ルールを、自転車利用者、歩行者、自動車運転者のお互いが理解し、配慮しながら交通ルールを遵守して通行することが求められます。
- 本市の交通安全計画では、自転車交通ルールを幼児から高齢者まで、それぞれの発育段階やライフスタイルにあわせて段階的に教育するなど、駐輪マナーや防犯対策などを含めた総合的自転車のルールとマナーを意識して遵守させる教育を推進します。

#### まもる① 自転車交通ルールの教育

交通安全計画に基づき実施する交通安全教育と連携しながら、自転車利用者だけでなく、周りの歩行者等の安全を守るための安全教育を推進します。



歩道では歩行者が最優先で、歩道中央から車道寄りを徐行して通行しなければなりません

交差点では、信号や一時停止を遵守し、安全に通行しなければなりません



##### 【施策A】 交通安全計画に基づく安全教育の実施

- 第10次交通安全計画に基づき、幼児から高齢者まで、段階的、効率的な安全教育を実施します。
- 自転車の通行ルールについては、自転車利用者の方に周知するだけでなく、自動車運転者にも周知を図ります。

#### まもる② 適切な自転車マナーの教育

放置自転車による歩行者の通行阻害や、自転車盗難などの駐輪問題に対して、正しい駐輪の方法を知り、適切に駐輪することの必要性の理解を促すための教育を推進します。



放置自転車は通行を阻害するだけでなく、障がい者が危険な状況になる可能性もあります

##### 【施策B】 駐輪に関する適切なルール・マナーの周知

- 歩行者等の円滑な移動を妨げる放置自転車や、自転車の無施錠駐輪による盗難など、自転車駐輪マナーの周知を図ります。
- 駐輪ルール、マナーについては、放置自転車の定義など誤って理解したり、自分勝手な解釈をしたりするケースもあるため、交通安全教育の場において、交通ルールとともに教育、周知を図ります。



## 【とめる】日常生活での行き先で、不自由なく便利に利用できる駐輪環境をつくる

- 本市では鉄道駅を利用する自転車利用と、通学、通勤、買い物など目的地に向かう利用が発生しています。
- 鉄道駅利用に対しては、市営駐輪場を整備することで、大量の駐輪需要に対応しています。今後、生産年齢人口の減少や少子化に伴う通勤・通学者の減少等が想定される中で、子育て支援や駐輪ニーズに合わせたサービス内容を検討します。
- 目的地に向かう利用については、店舗や工場の開発に合わせて併設する駐輪場整備の指導等を行っており、今後も継続的に指導等を行うとともに、公園や健康づくりなどレクリエーションに関連する施設での駐輪場確保や休憩施設環境の向上を行うなど、放置自転車対策とともに整備を推進していきます。

### とめる① 駐輪場の整備・充実

本市で発生している駅利用や目的施設利用の自転車を適切に収容できるよう、官民連携しながら利用しやすい駐輪場の整備や駐輪サービスの向上を図ります。

#### 【施策A】 市営駐輪場での駐輪サービスの向上

- 生産年齢人口の減少や少子化が進む中で、通勤、通学等の自転車利用も減少する可能性があります。
- 今後、自転車利用の動静について、駐輪場の利用実績や定期契約数等から駐輪の需要量、供給量を判断しながら、気軽に安心して駐輪できる環境整備を進めます。

#### 【施策B】 店舗・工場に併設する駐輪場の適正量確保への協力依頼

- 本市では商業施設や病院など、自転車利用を誘発する施設開発に合わせて、適正な駐輪場の量を確保するよう、要請しており、今後もこの施策を継続するとともに、自転車需要の増加など必要に応じて基準の見直しや、放置の目立つ施設に対する要請の強化等も含めて、適正量が確保されるよう取り組みます。

#### 【施策C】 観光施設等での駐輪場の確保に関する検討

- 朝宮公園や落合公園など多くの自転車が集まるレクリエーション施設において、適切な駐輪場の確保を検討します。
- また、市内サイクリングコースなど、サイクリング等での立ち寄りや休憩施設等について、余暇活動での自転車の受け入れを想定した利用環境の充実を検討します。

### とめる② 放置自転車対策の充実

放置自転車の抑制に向けて、放置禁止区域での即時撤去などを適切かつ効率的に実施するとともに、放置自転車の抑制に向けた対策を推進します。

#### 【施策D】 放置抑制対策の検討

- 本市の放置自転車は、比較的問題の少ない状況にありますが、一層の改善を目指した放置自転車対策を検討していきます。

## 【いかす】日々の暮らしでも、余暇等でも、自転車を利用したくなる環境をつくる

- 自転車は健康的で環境にやさしく、災害時においても一定の機動力を有する移動手段であり、感染症対策として生まれた新たな生活様式の行動の中でも、観戦の回避につながる手段のひとつとして期待されています。
- 「はしる」「まもる」「とめる」の環境整備を進めるとともに、自転車のメリットを活かしながら、日々の暮らしや、健康づくり、レクリエーションなどの余暇、災害時においても、自転車を利用したくなる環境をつくりまします。

### いかす① 日々の暮らしでの利用推進

通行空間や駐輪環境の充実に合わせて、自転車を通学や通勤、買い物など、日々の暮らしの中で、積極的に自転車を利用したくなるように、自転車のメリットや適切な使い方等を周知します。

■日々の暮らしでの自転車利用

買い物や、子育てなどでも…



学校への通学時でも…

#### 【施策A】 新しい生活様式に合わせた自転車利用の推進

- 健康的で環境にやさしく、経済的な自転車のメリットを周知・啓発し、日々の暮らしにおける積極的な自転車利用を促すよう、自転車利用のメリットの周知を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対策の一つとして3密の回避を前提とした新しい生活様式への対応が求められる中で、日々の暮らしでの自転車利用について検討します。

### いかす② 余暇等での利用推進

サイクリングやサイクルスポーツ、健康づくりなど、余暇での自転車利用のニーズが高まる中で、本市でも気軽にサイクリング等が楽しめるよう、利用環境の充実を図ります。



シェアサイクルは、貸出・返却ポートがあれば、どこでも借りれて、どこでも返せる新しい自転車サービスです。

#### 【施策B】 サイクリング等を気軽に楽しめる環境の形成

- 健康づくりやサイクリングなど、余暇での自転車利用のニーズは全国的に高まっています。
- 本市では、サイクリングロード等にも指定される、尾張広域緑道やふれあい緑道など、サイクリングを気軽に楽しめる環境が整備されている状況にあります。
- 市民や来街者がサイクリング等を気軽に楽しめる環境をさらに高めていくため、サイクリストの受け入れ環境などを進めていきます。

#### 【施策C】 健康づくり、レクリエーションでの自転車利用の促進

- 余暇等での健康づくりや、自転車を使った観光、レクリエーション等を、市民も、来街者も気軽に楽しめるように、シェアサイクルの導入検討や、スポーツ自転車の駐輪ラックの設置など、新しい自転車利用を支える環境づくりを検討します。